



各位

2020年3月18日

イワキ株式会社

新型コロナウイルス感染症に対する勤務対応について（第3報）

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制、また従業員の感染リスクを低減するため、2020年3月11日（水）より実施しています「原則在宅勤務対応期間を3月19日（木）まで延長する」ことについて、下記の通り一部方針を変更し継続することいたしましたのでお知らせいたします。

記

1、勤務形態及び期間延長の変更（今回変更点）

- ・3月11日（水）にお知らせいたしました「原則在宅勤務対応期間を3月19日（木）まで延長する」から事業活動維持のため、原則在宅勤務から**在宅勤務制度の利用を強く推奨します**に変更し、**3月31日（火）まで対応を延長**いたします。

2、対象者

- ・全従業員（パート社員、嘱託社員含む）

3、その他

- ・不要不急の会議、会合は引き続き中止または延期いたします。

以上